

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく関税割当てを受けた者の氏名等の公表について(平成29年5月申請受付分)

(平成29年6月20日 農林水産省)

平成29年度のオレンジジュース及びりんごジュースの関税割当てについて(平成29年2月17日・関税割当公表第58号)第10の規定により、関税割当てを受けた者の氏名(名称)及び住所について、下記のとおり公表します。

○オレンジジュース

コストコホールセールジャパン(株)	神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号
(株)むそう商事	大阪府大阪市北区西天満3丁目7番22号
(株)レヴクリエイト	静岡県磐田市宮本218番2号

○りんごジュース

ハイツ日本(株)	東京都台東区浅草橋5-20-8
(株)むそう商事	大阪府大阪市北区西天満3丁目7番22号

(順不同)